

# あいち技能伝承バンク



## 「あいち技の伝承士」登録者の募集

中小企業や工業高校等で技能指導を行う  
講師を募集します

あいち産業人財力強化プロジェクト  
イメージキャラクター「アイチータ」

中小企業の若手技能者（外国人技能実習生を含む。）や工業高校生等の技能向上や、各種技能競技大会に出場する選手の強化を図るため、指導力に優れた企業OB等の熟練技能者に「あいち技能伝承バンク」に登録していただき、県内の中小企業や高校等での実技指導の講師として活動していただきます。

この度、バンク創設に伴い、講師登録者「あいち技の伝承士」を募集します。

### 1 講師登録のしくみ

バンクへのご登録をお考えの方は、愛知県産業人材育成課技能振興グループにご連絡ください。登録申請いただいた後、県が実技指導の講師「あいち技の伝承士」として認定・登録した場合は、県Webページで公開し、中小企業や高校等からの要請に応じ、講師紹介します。

- ・現場での指導実績が豊富な方
- ・あいち技能マイスター
- ・優秀技能者表彰の受賞者（あいちの名工）
- ・認定職業訓練実施事業所・団体の指導者
- ・ものづくりマイスター 等

登録

募集

### あいち技能伝承バンク

#### あいち技の伝承士

（県 Web ページで紹介）

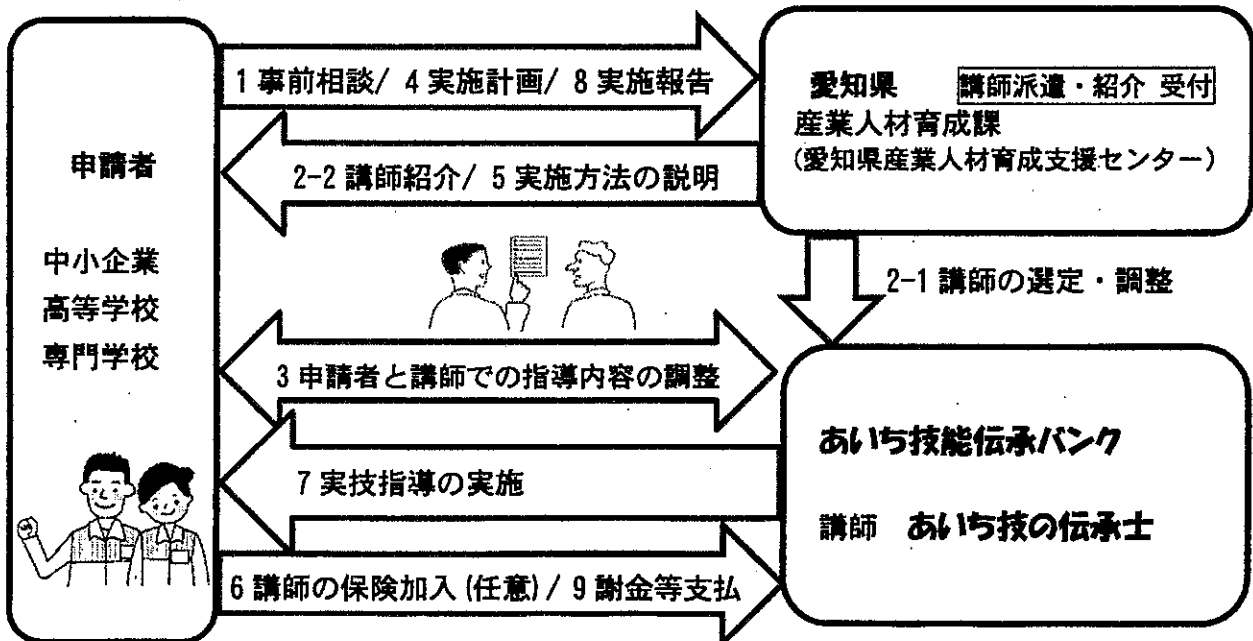
講師氏名、職種、指導実績、得意分野、指導可能エリアや曜日など指導条件、その他講師の同意事項等）

フォローアップ会議

愛知県 **バンク 受付**  
産業人材育成課  
(技能振興グループ)

### 2 講師紹介のしくみ

県が中小企業や高校等からの講師紹介の事前相談を受け、講師が紹介可能な場合は、県産業人材育成支援センターから申請者に講師の連絡先を伝え、その後は申請者と講師とで指導内容を決めていただきます。



### 3 「あいち技の伝承士」の認定基準及び方法

#### (1) 認定基準

次のア～ウの条件をすべて満たす方

- ア 愛知県に在住又は愛知県内の事業所にお勤めの方
- イ モノづくり分野における後進の技能指導に意欲的で、現場での指導実績があり、中小企業等への派遣指導に協力いただける方
- ウ 派遣指導を個人として引き受けられる方

#### (2) 認定方法

県産業人材育成課担当者によるヒアリングを経て、産業人材育成課長が「あいち技の伝承士」として認定し、3年間活動していただけます。なお、更新時は、再度、ヒアリングを行います。

### 4 主な活動内容

- ・中小企業が必要としている従業員を対象としたオーダーメイド型の技能指導
  - ・技能実習生の技能検定に向けた技能指導（日本語での指導が前提）
  - ・高等学校、職業能力開発施設等における技能指導
  - ・小学校、中学校等におけるものづくり体験教室等での活動 等
- （指導例）技能検定や技能競技大会の課題を教材とした指導、多能工を目指した新たな作業の実技指導、効率的な作業方法を身につけるための現場指導、座学など

### 5 登録申請の方法

産業人材育成課担当者が、下記の日程により、指導実績や指導条件のヒアリングを行いますので、希望日の2日前までに事前予約を行ってください。登録申請について詳しくは、ヒアリング時にご説明いたします。登録者情報は、愛知県産業人材育成課Webページで公開します。

（ヒアリング会場及び日程）

会場	日程
愛知県庁西庁舎8F 産業人材育成課	【通年】土、日及び祝日を除く毎日 午前9時～午後5時
愛知県庁西庁舎7F 第15会議室	4/14(土)、4/21(土)、5/12(土) 午前10時～午後4時



県産業人材育成課  
Web ページ  
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/bank.html>  
登録申請書様式は、  
こちらからダウンロード

登録申請書の提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県産業労働部労政局産業人材育成課 技能振興グループ

### 6 その他

平成30年7月3日(火)に登録者を対象としたフォローアップ会議を開催し、事業説明と登録者同士や県の職業訓練関係者等の交流会を予定しています。

#### 問合せ先

- ①愛知県産業労働部労政局 産業人材育成課  
技能振興グループ【制度全般・登録申請に関すること】  
電話 052-954-6375(ダイヤル)
- ②愛知県産業人材育成支援センター【講師紹介に関すること】  
電話 052-954-6717(ダイヤル)  
E-mail (①・②共通) sangyo-jinzaisien@pref.aichi.lg.jp (QRコード利用可)



## あいち技能伝承バンクへの登録をご検討の皆様へ

少子高齢化を背景に人手不足感が顕著化となり、生産性向上や長時間労働の是正など、働き方改革が推し進められています。若者のモノづくり離れの傾向も懸念され、モノづくりの基盤を支える技術者・技能者の維持・向上が喫緊の課題となっています。

とりわけ県内企業の99.7%を占める約22万社の中小企業では、生産性向上を目指した人材育成において、資金、人材、ノウハウ等の限界があるため、きめ細かく支援をする必要があり、愛知県では、産業人材育成支援センターを設置し、コーディネーターが個々の企業のニーズに合った県、団体等の人材育成事業の活用を提案することにより企業支援を行っているところです。

これまで中小企業等に講師派遣を行ってまいりました県の熟練技能者派遣事業もこの一環ではありますが、昨今、利用者のニーズは高まる一方であり、この度、中小企業の若手技能者や工業高校生等の技能向上を図るため、企業をご退職された熟練技能者等を講師として登録する「あいち技能伝承バンク」を創設することといたしました。登録された講師は、「あいち技の伝承士」として、県内の中小企業や工業高校等での実技指導の講師としてご活動いただけます。  
(3年ごとの更新制)

ご活動いただく形態は、①県の事業として講師派遣する場合と、②中小企業等の自己負担で県が講師紹介のみを行う場合の2通りがあります。いずれの場合も、県の窓口で、一旦、相談を受け、登録者の皆様のご意向を確認の上、講師として紹介する形ですので、ご都合に合わせて無理なく、ご活動いただけます。

活動条件は以下のとおりです。ご一読いただき、次代を担う若者にモノづくりを伝える活動の趣旨にご賛同いただけましたら、是非登録申請くださるようお願いいたします。

### 活 動 条 件

#### 1 県の事業として講師派遣する場合

##### ■ 活動日数・時間

- ・1回につき1日～10日。1日あたり2～3時間程度。
- ・指導期間は通算3か月以内

##### ■ 謝金と交通費の負担について

お一人につき、県が¥18,000/日の謝金をお支払いします。

交通費は県の規定に基づき、原則、最安路線の公共交通機関を利用した想定金額をお支払します。(謝金・交通費とも、講座終了後、申請のあった口座への振込みといたします。)なお、支払い先は、講師個人に依頼したものですので、企業に勤務されている場合であっても、講師個人の口座にお支払いいたします。

##### ■ 活動内容

申請者の希望に沿った内容でのオーダーメイドの実技指導となります。

実技指導では、技能検定課題や各種技能競技大会の課題に即した指導や、従業員が効率的な作業方法を身につけるための指導を行っていただきます。

なお、技能検定受検に向けての指導では、技能検定委員の方は指導いただけません。

##### ■ 指導対象者(申請者)

一度に指導いただく人数は、指導内容や使用設備の状況に応じ、安全の観点から、適宜、講師と申請者の間でご相談ください。

- ・県内中小企業の若手技能者（外国人技能実習生を除く。）、概ね40歳代まで
- ・工業高校、専門学校等の生徒

#### ■ 講座で使用する材料について

実施内容に基づき、講座を行う学校から必要な資材・数量等を聞き取り、県が発注・納品します。中小企業には自社でご用意いただきます。

#### ■ その他

- ・ 保険の加入

企業に勤務されている方も含め、県の費用負担で、賠償責任保険及び傷害保険に加入いただきます。

- ・ 講師料の取り扱い

（所得税）

講師料は、所得税法上の「報酬・料金等」（源泉徴収税率 10.21%）として雑所得に該当し、雑所得 20 万円を超えた場合は、企業にお勤めで年末調整される方でも雑所得も含めて確定申告が必要です。

（老齢厚生年金）

講師料は、勤務先の給料とは別で単発の収入ですので、講師料収入の金額に関わらず、在職老齢年金の支給制限には影響ありません。

- ・ 事前の打合せ

申請者の意向によっては、事前の会場下見や、派遣先の学校・事業所の担当者との調整を別途、お願いする場合があります。

## 2 中小企業等の自己負担で県が講師紹介のみを行う場合

活動条件は、基本的に企業と講師との間で決めていただきます。

活動内容は県の事業として講師派遣する場合に準じます。（講師紹介では、外国人技能実習生にも対応。）

なお、企業が厚生労働省の人材開発支援助成金（熟練技能育成・承継訓練）を活用する意向である場合は、企業が、講師の「あいち技の伝承士」登録通知に記載された事項（技能に係る主な資格及び実務経験）が当該助成金の訓練内容に適合するかについて、愛知労働局に確認する必要があるため、登録通知の写しを企業にご提供くださるようお願いいたします。

（活動条件の項目）

日数・時間、内容、対象者、講座で使用する材料、謝金、交通費、講師の保険

※講師の保険は、指導内容の安全面を勘案し、必要に応じて、企業において加入してもらってください。企業が保険に加入する場合、取引のある保険代理店を通じて申込みこととなります。

賠償責任保険：施設賠償型のものを選んでください。保険に加入しない場合は、講習での設備に不測の損害が生じても講師に弁償を求めないとの取り決めをしておくことをお勧めします。

傷害保険：傷害総合保険（70歳以下）又は国内旅行傷害保険（年齢制限なし）のいずれかをお勧めします。

#### 連絡先

愛知県産業労働部労政局 産業人材育成課 技能振興グループ

電話：052-954-6375 FAX：052-954-6978

メール：sangyo-jinzaisien@pref.aichi.lg.jp